

◎生活再建支援策について、①被災地域の社会基盤の整備、②被災された皆様に対する支援、③被災された事業者の皆様に対する支援、以上の3点を基本として講じてまいります。

①被災地域の社会基盤の整備

- ・被災者向け住宅の建設、地域コミュニティの維持及び住民間の交流のためのコミュニティセンターの建設、地域の安全・安心の柱である消防団第4分団詰所の再建、被災エリアをはじめとした地域全体の避難路の整備などを行います。
- ・社会基盤整備が生活再建支援策として行政が行うべき大きな柱であると考えています。

②被災された皆様に対する支援

- ・応急的な住まいで生活されている皆様への支援として、警戒区域が解除となり、恒久的な住まいでの生活に進むことのできる状況になるまでの間、現在の応急的な住まいでの生活を続けられるよう支援します。
- ・応急的な住まいでの生活を支援させていただく期間は、警戒区域の解除後3か月間を基本として考えています。しかしながら、警戒区域内に戻られる方については、ライフラインの復旧や道路・河川の整備など個々の状況により、その期間が異なりますので、今後、訪問や面談等でそれぞれの世帯ごとに確認させていただきます。
- ・恒久的な住まいへの引っ越しにかかる費用については支援します。
- ・小規模住宅地区改良事業の対象区域内の宅地の整備にかかる費用については公費で負担します。
- ・被災された皆様に対する支援の詳細については、皆様の状況と生活再建方針等によりそれぞれ異なりますので、改めてご案内します。

③被災された事業者の皆様に対する支援

- ・「静岡県被災中小企業復旧支援事業費補助金」及び「小規模事業者持続化補助金」の交付決定を受けた被災事業者の自己負担分の2分の1を市が上乗せで補助します。また、「小規模事業者持続化補助金」については遡及適用します。

◎現在、警戒区域内の固定資産税について令和4年度分は全額課税免除措置を行っていますが、令和5年1月1日においても引き続き警戒区域が設定されている場合は、令和5年度課税についても基本的に全額課税免除措置を継続する方向で考えています。

今回の説明会では、具体的な部分まで詰め切れていないところもあり、市の方針の概要のみをお伝えしましたが、詳細が決まりましたら、改めて皆様にお伝えします。